



## 物価高騰に伴う定額減税補足給付金の手続き

豊中市は、物価高騰による影響への一時的な措置として行われる、令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方（定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額が、定額減税可能額を下回ると見込まれる納税者本人）に、差額分の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて給付します。対象者には令和 6 年 7 月 1 日（月）から定額減税補足給付金確認書を発送します。

### 定額減税補足給付金の概要

#### ○手続き書類（定額減税補足給付金確認書）の発送等

7 月 1 日（月）から順次郵送。10 月 31 日（木）（必着）までに返送。

豊中市電子申込みシステムでも手続き可能。

#### ○給付金の開始日

確認書の受付・審査後 7 月 23 日（火）から順次口座振込（予定）

#### ○補足給付額（1 万円単位で「切り上げて」算出） 下記(1)+(2)

(1)所得税分控除不足額

= 定額減税可能額（3 万円×減税対象人数）－令和 6 年分推計所得税額（減税前）

(2)個人住民税所得割分控除不足額

= 定額減税可能額（1 万円×減税対象人数）－令和 6 年度分個人住民税所得割額（減税前）

#### ○給付対象者（以下の全てに該当する方）

(1)令和 6 年（2024 年）1 月 1 日に豊中市に居住していた

(2)納税者本人の合計所得金額が 1,805 万円を超えない

(3)令和 6 年分所得税又は令和 6 年度個人住民税所得割の少なくとも一方は課税される

(4)令和 6 年分所得税又は令和 6 年度個人住民税所得割の少なくとも一方から定額減税額を控除しきれない

#### ○手続き・制度に関するお問い合わせ

豊中市定額減税補足給付金コールセンター 電話：06-4400-0130

(9:00～17:00（土、日、祝日を除く）)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/sizei/kojin/teigakugenzeihosoku.html>

#### 【報道機関からの問い合わせ先】

豊中市市民協働部コミュニティ政策課

[担当] 水谷・金井 TEL: 06-6858-2044

MAIL: shiminsoumu@city.toyonaka.osaka.jp